

基発 0328 第 3 号
平成 30 年 3 月 28 日

一般社団法人日本粉体工業技術協会会長 殿

厚生労働省労働基準局長



電気機械器具防爆構造規格第 5 条の規定に基づき、防爆構造規格に適合する
ものと同等以上の防爆性能を有することを確認するための基準等について

国際電気標準会議（以下「IEC」という。）が制定した国際規格（以下「IEC 規格」という。）に基づいて製造された防爆構造電気機械器具（以下「防爆機器」という。）が、電気機械器具防爆構造規格（昭和 44 年労働省告示第 16 号。以下「防爆構造規格」という。）第 5 条の規定に基づき、防爆構造規格に適合するものと同等以上の防爆性能を有することを確認するための基準等（以下「技術的基準等」という。）については、平成 27 年 8 月 31 日付け基発 0831 第 2 号「電気機械器具防爆構造規格第 5 条の規定に基づき、防爆構造規格に適合するものと同等以上の防爆性能を有することを確認するための基準等について」（以下「平成 27 年局長通達」という。）において示されているところです。

今般、「未来投資戦略 2017—Society 5.0 の実現に向けた改革—」（平成 29 年 6 月 9 日閣議決定）において「労働安全衛生法に基づく防爆規制において、本年度中に最新の国際標準を取り入れる」とされたことから、昨今の IEC 規格の改正を踏まえ、技術的基準等を下記のとおり見直すこととしましたので、傘下会員事業場への周知に御協力いただきますとともに、適切な防爆機器の製造、使用等について遺漏のないようお願いします。

記

1 防爆構造規格に適合するものと同等以上の防爆性能を有することを確認するための基準

独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所（平成 28 年 3 月 31 日まで
は、独立行政法人労働安全衛生総合研究所。以下「安衛研」という。）が平成 27 年に定
めた「工場電気設備防爆指針—国際整合技術指針」（以下「国際整合防爆指針 2015」とい
う。）の第 1 編（JNIOOSH-TR-46-1:2015）から第 9 編（JNIOOSH-TR-46-9:2015）までに加え
て平成 30 年に定めた「工場電気設備防爆指針—国際整合技術指針 2018」（以下「国際整
合防爆指針 2018」という。）の第 2 編（JNIOOSH-TR-46-2:2018）から第 5 編
（JNIOOSH-TR-46-5:2018）まで、第 7 編（JNIOOSH-TR-46-7:2018）及び第 9 編
（JNIOOSH-TR-46-9:2018）についても、防爆構造規格に適合するものと同等以上の防爆性
能を有することを確認するための基準となるものとする。

なお、国際整合防爆指針 2015 及び国際整合防爆指針 2018 は、安衛研ホームページ (<http://www.jniosh.go.jp>) において閲覧が可能であること。

2 新たな基準に適合することを確認する方法

(1) 内容

1 の基準への適合の確認は、(2) による改正後の平成 17 年 4 月 1 日付け基発第 0401035 号「登録製造時等検査機関が行う製造時等検査、登録個別検定機関が行う個別検定及び登録型式検定機関が行う型式検定の適正な実施について」(以下「平成 17 年局長通達」という。) の別紙 3 「型式検定に係る検定の方法等」の表 3 「防爆構造電気機械器具」(以下「別紙 3 の表 3」という。) の別添「国際整合防爆指針に基づく検定の方法」に示す判定基準により行うこと。なお、第 1 編、第 6 編及び第 8 編を除き、国際整合防爆指針 2015 に基づく検定又は国際整合防爆指針 2018 に基づく検定のいずれかの検定項目、検定の方法及び判定基準を、編ごとに選択する必要があること。

(2) 平成 17 年局長通達の一部改正

平成 17 年局長通達の別紙 3 の表 3 の一部を次のように改正する。

ア 備考 (3) を次のように改正する。

構造規格第 5 条の「国際規格等に基づき製造されたもの」については、独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所(平成 28 年 3 月 31 日までは、独立行政法人労働安全衛生総合研究所)が平成 27 年に定めた「工場電気設備防爆指針—国際整合技術指針」の第 1 編 (JNIO SH-TR-46-1:2015) から第 9 編 (JNIO SH-TR-46-9:2015) まで(以下「国際整合防爆指針 2015」という。)又は同研究所が平成 30 年に定めた「工場電気設備防爆指針—国際整合技術指針 2018」(以下「国際整合防爆指針 2018」という。)の第 2 編 (JNIO SH-TR-46-2:2018) から第 5 編 (JNIO SH-TR-46-5:2018) まで、第 7 編 (JNIO SH-TR-46-7:2018) 及び第 9 編 (JNIO SH-TR-46-9:2018) に基づき、別添「国際整合防爆指針に基づく検定の方法」等によること。

イ 別添「国際整合防爆指針 2015 に基づく検定の方法」を、別紙 1 のように改正する。

3 型式検定を行うに際しての留意事項

平成 27 年局長通達の記の 3 に加え、以下の事項に留意すること。

(1) 防爆機器のグループの取扱いについて

国際整合防爆指針 2018 では、防爆機器を以下の 3 種類に区分しているが、グループ I は労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。)が適用されない鉱山で用いられるものであるため、型式検定においては、グループ II 及びグループ III の防爆機器の規定を適用すること。

国際整合防爆指針 2018 における防爆機器の分類

区分	防爆機器が使用される場所	適用される防爆構造の種類
グループ I	坑気の影響を受けやすい鉱山での使用	—
グループ II	坑気の影響を受ける鉱山以外の爆発性	耐圧防爆構造、内圧防爆構造、安全

	ガス雰囲気が存在する場所での使用	増防爆構造、油入防爆構造、本質安全防爆構造、樹脂充填防爆構造、非点火防爆構造
グループⅢ	坑気の影響を受ける鉱山以外の爆発性粉じん雰囲気での使用	内圧防爆構造、本質安全防爆構造、樹脂充填防爆構造、容器による粉じん防爆構造

(2) 機器保護レベル (EPL) について

ア 機器保護レベル (以下「EPL」という。) については国際整合防爆指針 2015 から導入されたものであるが、国際整合防爆指針 2018 における具体的な EPL の分類記号とそれに対応する電気機械器具は別紙 2 のとおりであること。

イ 平成 27 年局長通達の別紙 2 の標題「機器保護レベル (EPL) の分類記号及びそれに対応する電気機械器具」を「国際整合防爆指針 2015 における機器保護レベル (EPL) の分類記号及びそれに対応する電気機械器具」と改正する。

(3) Ex コンポーネント等の取扱いについて

ア Ex コンポーネント、Ex ケーブルグラウンド、Ex ねじアダプタ及び Ex 閉止用部品 (以下「Ex コンポーネント等」という。) は、単体としては法に基づく型式検定の対象とはならないが、防爆機器の防爆構造の維持に必要なものであり、防爆機器に組み込んで使用されることから、防爆機器に組み込んで試験等を行うこと。

イ 型式検定機関が国際整合防爆指針 2018 による検定を行う場合であって、当該型式検定機関が Ex コンポーネント等に係る認証書 (国際整合防爆指針 2018 と同じ基準によるものに限る。) を発行し、当該 Ex コンポーネント等に係る図面、試験データ等を保有している場合、当該認証書が失効するまでの間、これを試験に活用することとして差し支えないこと。

なお、国際整合防爆指針 2015 と同じ基準により発行された Ex コンポーネント等に係る認証書を試験に活用することができるのは、当該認証書が失効するまでの間に当該 Ex コンポーネント等を組み込んだ防爆機器に対して国際整合防爆指針 2015 による検定を行う場合に限られること。

(4) 型式の取扱いについて

今般、国際整合防爆指針 2015 及び国際整合防爆指針 2018 を技術的基準等として取り扱うこととしたことに伴い、昭和 53 年 2 月 10 日付け基発第 80 号「機械等検定規則の一部を改正する省令の施行について」(以下「昭和 53 年局長通達」という。) の別表の防爆機器の項を、別紙 3 のとおり改める。

なお、機械等検定規則 (昭和 47 年労働省令第 45 号。以下「検定則」という。) 第 6 条第 1 項では、新規の型式検定を受けようとする者 (以下「申請者」という。) は、「型式ごと」に申請書を提出しなければならないこととされており、また、法第 44 条の 2 第 3 項では、登録型式検定機関は、当該申請に係る型式の機械等の構造等が検定則第 8 条の基準に適合していると認めるときでなければ、当該型式を型式検定に合格させてはならないこととされていることから、登録型式検定機関は、型式ごとに適切な申請書が提出されていることを確認し、適切な申請が行われるよう申請者を指導等すべきであること。

(5) 型式検定の新規検定における申請の手続き等について

ア 防爆機器に係る型式検定の新規検定における検定の申請者から提出のあった新規型式検定申請書に、IEC 防爆機器規格適合性認証制度（以下「IECEX」という。）の下、同制度に基づき認証された認証機関（以下「ExCB」という。）が発行した試験報告書（以下「ExTR」という。）（発行の日付が ExCB の認証の有効期間内であるものに限る。）

が添付されてきた場合であって、次の①及び②の要件が確認されたときは、当該報告書を検定則第 6 条第 1 項第 4 号に定める「当該型式の機械等についてあらかじめ行った試験の結果を記載した書面」として取り扱うこととして差し支えないこと。

①添付された ExTR が、申請のあった型式に係るものであること。

②添付された ExTR が、ExCB により IECEX に基づき適正に発行されたものであること。

イ 防爆機器に係る新規の型式検定において、申請者から提出のあった型式検定申請書に、労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和 47 年労働省令第 44 号）第 1 条の 12 に基づき厚生労働大臣が指定する者（以下「指定外国検査機関」という。）である ExCB が発行した ExTR（発行の日付が ExCB の認証の有効期間内であるものに限る。）が添付されてきた場合であって、次の①から④までの要件が確認されたときは、当該報告書を検定則第 6 条第 2 項に定める「当該機械等の構造が法第 42 条の厚生労働大臣が定める規格に適合していることを厚生労働大臣が指定する者（外国に住所を有するものに限る。）が明らかにする書面」として取り扱い、実機による検査に代えて、ExTR による検査を実施することとして差し支えないこと。なお、ExTR に、誤り又は不明確な部分がある場合には、当該部分については、実機による検査を実施すること。

①添付された ExTR が、申請のあった型式に係るものであること。

②添付された ExTR が、ExCB により IECEX に基づき適正に発行されたものであり、かつ、防爆構造規格に適合していることを明らかにするものであること。

③添付された ExTR の日付が、指定外国検査機関の指定の有効期間内であること。

④添付された ExTR を作成した検定員が、指定外国検査機関の検定員名簿に記載されている者であること。

4 適用日等について

この通達は、発出の日から適用する。

(1) 譲渡制限に係る経過措置

適用日において、現に存する防爆機器並びに「工場電気設備防爆指針—国際規格に整合した技術指針 2008 (JNIOOSH-TR-No. 43)」(以下「国際整合防爆指針 2008」という。)及び昭和 63 年 4 月 1 日付け基発第 208 号「電気機械器具防爆構造規格の一部を改正する告示の適用等について」の別添「電気機械器具防爆構造規格 (昭和 44 年労働省告示第 16 号) における可燃性ガス又は引火性の物の蒸気に係る防爆構造の規格に適合する電気機械器具と同等以上の防爆性能を有するものの技術的基準 (IEC 規格 79 条関係)」(以下「技術的基準 1988」という。)に基づく型式検定に合格している型式によって製造される防爆機器は、適用日以降も譲渡し、貸与し、設置し、又は使用できること。

(2) 型式検定に係る経過措置

国際整合防爆指針 2008 又は技術的基準 1988 に基づき型式検定に合格している型式

は、更新検定を受けることができるが、当該型式から構造又は定格の変更を行う型式については、昭和53年局長通達のⅡ4(2)ロの規定に関わらず、型式検定に合格した型式の範囲内で変更しようとする場合であっても、国際整合防爆指針2015又は国際整合防爆指針2018に基づく新規検定を受ける必要があること。

なお、IECEXのうちの機器認証スキームにおいて、新規の型式認証は、規格の現行版又は一つ前の版に対して発行すると規定されていることを踏まえ、国際整合防爆指針2015の第2編(JNIOOSH-TR-46-2:2015)から第5編(JNIOOSH-TR-46-5:2015)まで、第7編(JNIOOSH-TR-46-7:2015)及び第9編(JNIOOSH-TR-46-9:2015)に基づく新規検定については、対応する国際整合防爆指針2018の第2編(JNIOOSH-TR-46-2:2018)から第5編(JNIOOSH-TR-46-5:2018)まで、第7編(JNIOOSH-TR-46-7:2018)及び第9編(JNIOOSH-TR-46-9:2018)が新たに改訂されるまでの間、申請をすることができるものであること。